

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会
(第4期計画期間 第2回会議)

日時：平成21年9月9日(水)
午後2時30分～3時30分
場所：市役所本庁舎2階 第5委員会室

次 第

1 開会

2 議事

平成21年度地域包括支援センター事業評価、指導・監査について

3 報告

地域包括支援センター設置運営事業委託契約期間について

4 その他

5 閉会

資 料

資料1 - 1 平成21年度地域包括支援センター事業評価及び指導・監査について

資料1 - 2 平成21年度地域包括支援センター自己評価の着眼点

資料1 - 3 平成21年度地域包括支援センター事業評価総括表

資料2 地域包括支援センター設置運営事業委託契約期間について

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会議事録
(第4期計画期間 第2回会議)

日時：平成21年9月9日(水) 14:40～15:40

場所：仙台市役所本庁舎2階 第5委員会室

<出席者>

【委員】

上田千恵子委員・大内修道委員・関東澄子委員・日下俊一委員・駒形守俊委員・庄子清典委員・高城和雄委員・山崎豊子委員

以上8名，五十音順（青沼清一委員 欠席）

【仙台市職員】

南方保険高齢部長・鈴木高齢企画課長・會田介護保険課長・今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長・高橋宮城野区保健福祉センター参事兼障害高齢課長・紺野太白区障害高齢課長・佐藤泉区障害高齢課長・千葉高齢企画課介護予防係長・小椋高齢企画課主査・庄司介護保険課管理係長・土屋介護保険課介護保険係長・高橋介護保険課指導係長・佐藤若林区障害高齢課介護保険係長

<議事要旨>

1 開会

会議公開の確認 異議なし

議事録署名委員については上田委員に依頼 上田委員了承

2 議事

平成21年度地域包括支援センター事業評価，指導・監査について

鈴木高齢企画課長説明（資料1-1，1-2，1-3）

<質問事項>

委員長：昨年度は介護予防関連業務を重点項目としていたが，今年度はそのような項目はあるのか。

事務局：重点的なものは考えていない。補足して，昨年度からの変更点についてご説明する。評価の手法については定着してきていることもあり大きく変えてはいないが，スムーズに評価を進めるという観点から，自己評価の着眼点に基づき各センターから事前に提出を求める自己評価票について，評価の目安となる「 」の項目についても昨年度はすべて文章での記載を求めていたのを，今年度はこれをチェック

クしてもらおう形とした。そして、標準的なこと以上に工夫している点等につき、重点的に記述し、お知らせいただく形とした。また、昨年度から、評価を通して把握された各センターでの取組事例を事例集として取りまとめ、44センターで共有できるように評価実施後にお知らせしている。

委員長：資料1 - 3についてはサンプルということで、全体で見たときにバランスよくある程度の水準に達しているように見えるが、バランスを主に評価対象として見ていくのか、あるいは地域特性等に応じて、バランスだけではなくセンターごとに改善点等を評価していくのか。

事務局：最終的な評価においては、資料1 - 3にある「総合評価」で示すものである。レーダーチャートにある6項目のうち特に優れた業務が多いところが、その上の「優れた業務を実施している」という評価になる。基本的な部分ができただけで、更に特に優れた取組を行っていることについては評価が高くなる。

委員：6項目の中で、目指すものは平均なのか。平均ではなく、特に優れている、いわゆるアンバランスになっているところはどうか。私なら、できれば平均的にいけばと思う。

事務局：事業評価総括表の点線で示しているのが平均点になるが、これはあくまでも目安としてセンターに使ってもらうことで考えている。センターで目指してもらうべきものは、資料1 - 2で示すところの「 」の部分はまずクリアしてほしいところで、さらに「 」になる取組をしてもらえればなおよい、ということである。

委員：市民はセンターを選べるわけではない。地域柄ももちろんあると思うが、こういうことが得意だから、というところで選べない状態であれば、平均点がいいほうが、ということになる。とはいえ、各自の独自性を削る、というのも難しい。

事務局：地域性も勿論あると思うが、クリアしてもらいたい部分が「 」に示すものである。この部分については、地域性によらず、どこのセンターでもできていてほしいものと考えている。

委員：44か所のセンターは、職員の数決められているのか。バランスは取れているのか。

事務局：主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師が1人ずつ配置されているのが基本である。

委員：設置年次はだいたい同じなのか。

事務局：41のセンターが平成18年度から、3センターが今年度からの設置である。

委員：センター間にはかなり地域的な格差、利用度合にも差があると感じる。町内会長との雑談の中でも、地域によってやっていることも違うと感じる。評価の中でどのように反映されるのか。

事務局：私たちとしては、どのセンターに行っても同じようなサービスが得られるべきであると考えている。最低限のところは44センターともレベルを合わせていく必要がある。事業評価を通して、アンバランスがないようにサービスの質の向上を図っていく。

委員：グラフはサンプルだと思うが、実際の20年度の平均はどうだったか。

事務局：点線で示しているのは20年度の実際の平均で、実線は架空のものである。

委員長：現実には、資料のようにレーダーチャートがいびつになっているところはあるのか。

事務局：大半のセンターはそうではないが、一部にいびつな結果となったところがあるのも事実である。

委員：5点満点ということになるが、評価項目を見ると項目数がある。項目ごとに5点満点で何点か、という評価なのか。例えば総合相談支援業務は4項目あるが、項目は関係なく、業務全体で評価を決めるのか。

事務局：総合相談支援業務でいえば から があるが、「 」は5点、「 」は3点、「 」は0点ということで点数化し、それを5点満点に換算している。

委員：介護予防関連業務が平均が低めで、運営体制が高め、権利擁護関係は中間くらいということである。高齢者と関わるセンター職員と接して感じるのが、最も切実で、最も難しく、うまくいかない仕事が権利擁護業務だということだ。センターでやり切れているのかどうか戸惑ったり、自分たちでどこまでやっていいのかという判断がきちんとできているのか。具体的には、評価項目の成年後見制度や、高齢者虐待防止マニュアルといった示されたものはあると思うが、センター職員への周知、あるいは研修などができているのか。回答を見ただけでは分からないものが含まれている。実際の判断は極めて難しいが、バックアップといった部分でどのような働きかけを行っているか。

事務局：昨年度の評価において確認したところでは、成年後見制度については実際に申立に対応したセンターもあり、制度の理解はできているのではないかと考える。高齢者虐待防止については、私どもの作成したマニュアルを配付し、ほとんどのセンターで地域の高齢者にPRはできていたが、一部未実施のところもあった。仙台市の取組としては、虐待防止についてのマニュアル周知、研修の実施などを行っている。また、虐待対応について専門機関に区役所を通して相談対応できるような委託をし、後方支援をできるようにしている。

委員：専門機関とはどこか。

事務局：NPO法人エールに委託しており、スーパーバイズをしてもらっている。

事務局：センターだけで何かを完結しようとしても、なかなか難しい。我々もセンターに個々の課題、ケースの解決までは要求していない。センターができてまだ4年だが、相談援助業務を10年くらいやってもどこにつなぐかを見誤ることもある。そういう経験を重ねながら力を付けていくのだと思う。我々が求める水準は、始まってから5年、10年で違ってくる。今はまだ3、4年で、落ち着くまでに人の入替りもあり、なかなかノウハウが蓄積されていない。したがって、ベテランの人がいるところと新しい人が入ったばかりのところとで、格差があるのもある程度は否めない事実である。ただし、私たち行政として最低限やってほしいのは、そういう事例が出たときに、この方の課題を解決するためにはどこにつなげばよいか、どこにどういう形で相談してやればよいか、あるいは解決はできないものの、どの程度関わればよいかということのノウハウは持っていてもらいたい。今はマニュアルを勉強したり、適切につなげるということができているかどうか、プラスアルファの部分を確認している状況である。

委員：私が継続的に関わったところで、2年ほど前に虐待・権利擁護が地域包括支援セ

ンターでどうなっているか調べてほしいということで、市内3か所を訪問し、どんなことに困っているのかなど、現状を把握した。解決にもっていくためにはインフォーマルなネットワークがきちんとしていたことがあった。世帯分離するまでのことを初めて味わっていたが、その職員は、ここまでやるには半端ではできない、と言っていた。あるセンターに行ったときに、私は、虐待理解のためには認知症について分からなければいけないと思い、問題提起をした。地域の方々が集まる担当圏域包括ケア会議に伺い、話題提起したのが始まりだった。他のセンターでは、今年度はこれを中心にやる、という年度目標を作っていた。相談を受ける職員も若く、聞くだけで難しい複雑な相談だが、皆が努力し、お互いに成長して地域ができあがるのだと思う。

一番気になったのは、いつ行ってもいないセンターがあることだ。結構動いているところで、6時以降にならないと電話が通じない。いつ行ってもいるセンターもあり、差があると感じるが、それなりに皆努力している。残念なのは、住民がセンターを知らない。私たちの受ける電話相談の8割ほどが紹介しても知らない。それも仕方のないことであり、協力していければよい。何でも包括では大変である。

委員：センター職員から、解決に向けて相談して歩いている中で、何度も堂々巡りをしているという相談を受ける。行政が判断しないと次に進めないケースだと思う。そこは行政が方向付け、判断をすればセンターが動きやすくなるので、その点はお願したい。

委員：センター職員の不満を多く聞くが、委託をされたならばそのことについて自分で努力することも仕事だと思う。私たちも、相談されて分からないことは情報をとって勉強し、最低限のことを伝える。自分たちができる範囲で情報を取ることが必要だ。

委員：家族がいて契約できたり、意思表示を確認できるケースはセンターが話し合うべきだが、身寄りがない場合など、誰かが意思の代理をしなければならないときに、一番センターが困る。このようなときには行政が代わるか、代わりの人を立てるということになっていくと思う。そのような場面で、センターの職員が身動きが取れなくなっているケースがある。何らかの形で行政が判断し、大丈夫であれば進めなさいとか、ここは行政に決断を任せなさいといった場面が多くなる。このときは、バックアップがないと前へ進めない。

委員：要支援者が自発的にセンターに相談に行けばよいが、行かないケースが結構ある。そういう方々はえてして家族関係が壊れている。そのようなとき、センターはどこまで踏み込んでいけるかという問題がある。具体的な事例が私たちの町内にもあるが、町内会長としてもどこまで踏み込んだらよいのか、ということがある。例えば本人が老人ホームに入っているが、子供同士が仲違いし、娘は施設の待遇が悪いので出してほしいと思い、息子はそのままよいと考えている。そうなるも弁護士同士が判断するのも難しいが、ましてそのような事例になるとセンター職員はどこまで踏み込んでいったらよいのか、実際問題として非常に困る。最悪の場合、施設入所ならよいが、自宅にいた方が行方不明になるという事例も実際

に起きている。経験を積み、協力してやっていくしかないと思う。

委員：評価項目や内容は昨年度から変えていないのか。

事務局：変えていない。

委員：12月頃に結果を見せてもらえると思うが、その際に毎年やっているのであれば経年的にある程度分かるものがあるとよい。前年高得点だったところが急に落ちたり、今まで点数が低かったところが上がっていれば、このセンターは頑張っているんだな、といったことがあれば、口頭でよいので教えてほしい。

事務局：経年変化については、どのような形がよいか検討する。なお、項目については昨年度と同様だが、ごく一部、昨年度「 」評価がほとんどだった項目については標準的になったものとみなし、「 」から「 」としているものもある。

事務局：なぜ評価を行うかという点、私たちがお願いしている仕事をやっていただいているかどうかの確認、加えていい点を他のセンターに紹介するなどしてスキルアップにつなげていこうということがある。しかし、誤解を与えがちなのが、評価をすることによって、ダメなところを探すというような印象を与えてしまうところがあり、この点は事業運営に必ずしもプラスにはならない。したがって、昨年度と今年度の比較が可能かどうか検討したいということと、ダメなところを探すというようなものではない形で報告するという点をご理解いただきたい。

委員長：そのような方向で資料を出していただきたい。評価等については事務局の原案どおり進めるということでよいか。

(異議なし)

3 報告

地域包括支援センター設置運営事業委託契約期間について

鈴木高齢企画課長説明(資料2)

< 質問事項 >

委員：指定管理者制度を取り入れれば複数年契約が容易になるということか。

事務局：指定管理者制度は地方自治法で定められているもので、市の公の施設、例えば体育館や市民センターなどの管理について民間事業者をお願いする場合に指定管理者を指定し、議会の議決を得て管理運営をお願いするものである。仙台市の地域包括支援センターは公の施設ではなく、センター機能を運営してもらうという形なので、仙台市の今のやり方は、そのまま指定管理者制度に馴染まないものとなる。今の仙台市の運営の仕組みでいくと、指定管理者制度を今の委託に変えるということとはできない。

委員：要望の中に「事務手続きが煩雑」というところがある。毎年毎年やるにしても、同じ書類が出てくるのだと思うが、全部更新するのではなく、活用できるものは活用するなどの工夫の余地があれば、少しでもできることからやればよいのではないか。

事務局：見直しできる箇所は見直していきたい。

委員長：事務手続きが煩雑ということだが、どの程度煩雑なのか。

事務局：委託契約を交わすので、3年契約であればそれが1度で済むことになり、そういう意味合いがあるのではないか。

事務局：契約書の取り交わしは勿論だが、法人市民税等の滞納がないことのチェックは毎年の契約を取り交わす上でさせていただく必要があり、そうなると区役所や税務署に証明書類を取りに行くという作業が発生する。これが3年契約になれば3年に1度でよいことになる。書類のやり取りの煩雑解消という点では、例えば職員の履歴書を20年度までは毎年あらためて提出を求めていたが、職員変更がない場合は出さなくてよいこととするなど、解消に向けた取り組みを行い始めている。

委員長：要望書が出されたのは昨年11月ということで、これに対し「検討していく」旨を回答したとのことだが、回答したのはかなり前なのか。

事務局：昨年度のうちに回答している。

4．その他

特に発言等なし

次回について事務局より説明。具体的日時等については、委員長と協議し、後日ご連絡する。

(異議なし)

5．閉会